

議案第20号

葛飾区シルバーピア住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

使用予定者の選考方法を改める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区シルバーピア住宅条例の一部を改正する条例

葛飾区シルバーピア住宅条例（平成9年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「。以下「令」という。」を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第1項中「前条並びに」を削り、「という。）」の次に「第8条、」を加える。

第8条中「、第8条」を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。